

# 杉並区立高井戸小学校PTA会則

## 第1章 総則

### 第1条 名称および事務所

本会は杉並区立高井戸小学校PTAと称し、事務所を東京都杉並区立高井戸小学校（東京都杉並区高井戸西2-2-1）校内におく。

（昭和46年3月15日設立）

### 第2条 目的

本会は保護者と教師が協力して、家庭・学校・地域社会における児童の健全な成長を図り、会員相互の教養の向上と親睦を図ることを目的とする。

### 第3条 方針

本会は次の方針をもつ。

1. 教育を本旨とする自主的な団体であり、特定の政党・宗派・および営利的事業などとの関係をもたない。
2. 児童福祉のために活動する団体や機関と協力する。
3. 学校の経営・人事に干渉しない。

### 第4条 活動

本会は第2条の目的、および第3条の方針にそって次の活動を行う。

1. 家庭と学校の緊密な協力によって、児童の心身の成長をたすけること。
2. 学校教育に対する理解を深め、これに協力すること。
3. 会員相互の教養を高め、親睦をはかること。
4. 学校および地域社会の教育的環境をよくすること。
5. その他、本会の目的を果たすために必要なこと。

## 第2章 会員

### 第5条 会員

本会の会員は、本校に在籍する児童の保護者、および本校に勤務する教職員とし、会員はすべて平等の権利と責任をもつものとする。

## 第3章 役員

### 第6条 役員

本会に次の役員をおく。

会長1名（保護者）、副会長11名以上（渉外担当：保護者4名以上および副校長、庶務担当：保護者2名以上および教員1名、会計担当：保護者2名以上および教員1名）とする。

### 第7条 役員の任務と任期

本会の役員の任務は次のとおりとする。

1. 本会の役員の任務は次のとおりとする。

会長は本会を代表して会務を総括し、総会、運営委員会を招集する。  
副会長は会長を補佐し、会長に支障があるときは会務を代行する。  
渉外担当副会長は、地域関連の諸活動の連絡調整をはかる。  
庶務担当副会長は、総会、運営委員会、その他重要な会議の議事録を作成、保管するとともに、校内の諸活動の連絡調整をはかる。

会計担当副会長は、本会の出納を記録管理し、学期ごとに収支報告を作成し、総会で決算報告する。

2. 役員の任期は1年とし、引き続き1期だけ留任できる。また、退任後1年以上経過すれば再任することができる。ただし教員側役員についてはこの限りではない。

#### 第8条 役員の選出

本会の役員の選出は『役員・会計監査委員選出規定』に基づき行う。

#### 第9条 役員の欠員の補充

任期中、役員に欠員が生じた場合は運営委員会に決定をゆだねる。

## 第4章 会計監査委員

#### 第10条 会計監査委員とその任務

本会に会計監査委員3名（保護者2、教員1）をおく。

会計監査委員は会計を監査し、総会において監査報告を行う。

#### 第11条 会計監査委員の選出、および任期と欠員の補充

会計監査委員の選出は、『役員・会計監査委員選出規定』に基づき推薦により行われ、任期と欠員の補充については第3章の役員に準ずる。

## 第5章 会議

#### 第12条 会議の種類

本会の会議は次のとおりとする。

総会、役員会、運営委員会、専門委員会、各種委員会、特別委員会。

## 第6章 会議の構成と任務

#### 第13条 総会

本会の最高議決機関であり、全会員をもって構成し次の任務をもつ。

1. 定期総会は、年度始めに年1回開かれる。
2. 臨時総会は、運営委員会が必要と認めたとき、または全会員の5分の1以上の要求があったとき開かれる。
3. 総会の成立数は、全会員の3分の1以上とする。ただし委任状を認める。
4. 議事は出席者の過半数で決する。
5. 議事内容
  - (1) 決算報告の承認（および会計監査）
  - (2) P T A会費額の承認
  - (3) 予算案審議および承認
  - (4) 各委員会正副委員長紹介
  - (5) 各委員会年間行事計画案審議および承認
  - (6) その他、重要事項の審議決定

#### 第14条 役員会

役員会は会長および副会長で構成し、運営委員会に提案する議題をきめる。

#### 第15条 運営委員会

本会の執行機関である。

1. 役員・学級代表委員・各専門委員会の正副委員長・校長・教員4名で構成する。必要に応じてその他の委員会の委員を加えることができる。なお、専門委員会の正副委員長に欠員がある場合、当該専門委員会は、正副委員長の定数を超えない範囲で、委員の中から代表者を運

営委員会のメンバーとして都度選ぶことができる。

2. 原則として月1回開かれる。また、会長および委員の過半数が必要と認めるとき開くことができる。
3. 議事内容
  - (1) 年度計画、年度予算案の作成、および決算書についての審議。
  - (2) 各専門委員会から提出された事業計画の審議。
  - (3) 特別委員の設置。
  - (4) その他、必要と認められた事項の審議。

#### 第16条 専門委員総会

専門委員の総会は、定期総会前に開き、新年度計画、予算審議などを行う。その他、運営委員会が必要と認めるとき開くことができる。

#### 第17条 各種専門委員会

本会の運営にあたる各種専門委員会の構成と任務は、次のとおりである。

1. 学年代表委員会  
各学年代表委員と担当教員で構成し、学年間の連絡をはかり、学年経営に協力する。また、運営委員会構成員としてその運営に参加する。
2. 広報委員会  
保護者会員から選出された広報委員と担当教員で構成し、PTA活動の情報伝達、意見交換のための会報、速報を発行する。
3. 校外生活委員会  
地区ごとに選出された校外委員と担当教員で構成し、学校との緊密な連絡のもとに地区集会をとおして児童の校外生活指導、および地域社会の環境整備などを行う。

#### 第18条 予算委員会

1. 予算委員会は役員、各専門委員会正副委員長で構成する。
2. 新年度予算原案を作成し、総会前の運営委員会に提出する。
3. 新年度会費額について審議し、原案を運営委員会に提出する。

#### 第19条 特別委員会

本会の特別委員会は、運営委員会が必要と認めるとき設置することができる。構成、および任務は運営委員会が委嘱する。

#### 第20条 各委員会委員の任期

各委員の任期は1年とし、留任を認める。

## 第7章 会計

#### 第21条 会費

1. 本会の会計は、会費およびその他によってまかなう。
2. 会費は原則として年1回所定の額を納める。
3. 特別事情のある場合は、役員会の承認を経て会費を減免されることができる。

#### 第22条 会計年度

本会の会計年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

#### 第23条 予算

本会の予算は、第18条による予算委員会において原案作成し、運営委員会の承認を経て定期総会で決定される。

#### 第24条 補正予算

本会の予算を補正するときは、運営委員会で審議決定される。

#### 第25条 決算

本会の決算は会計年度終了後、会計監査委員の監査を経て定期総会で承認を受けるものとする。

## 第 8 章 付 則

### 第26条 改正

本会則は総会の議決により改正することができる。

### 第27条 内規および細則

本会則の実施にあたり必要となる内規、細則は、運営委員会の議決により起草もしくは破棄することができる。

### 第28条 帳簿

本会は次の帳簿を備える。

会員名簿・記録簿・経理関係書類・備品台帳

### 第29条 実施

本会則は 昭和46年3月15日より施行

昭和59年 5月 一部改正

平成 4年 3月 一部改正

平成10年 3月 一部改正

平成13年 3月 一部改正

平成17年 3月 一部改正

平成26年 5月 一部改正

平成29年 5月 一部改正

令和 2年11月 一部改正

令和 3年 5月 一部改正

令和 3年10月 一部改正

令和 3年12月 一部改正

〔注〕平成29年5月から改正経緯を注記する。

改正年月	変更箇所と変更経緯	具体的な変更内容
平成29年5月	第1章第1条 郵便局処理において、設立年月日の明記が求められたため追加。	「昭和46年3月15日に事務所を高井戸小学校校内におく」と記載。
平成29年5月	冒頭タイトルおよび第1章第1条 口座届出印や登録公式名称に 「杉並区立高井戸小学校 PTA」の名称を使用している実態に合わせて、会則記載の名称を変更	「高井戸小学校 PTA」および「東京都杉並区立高井戸小学校 PTA」を「杉並区立高井戸小学校 PTA」へ変更
令和2年11月	第1章第1条 郵便局処理において、円滑な手続き実現のため、当会の所在地（住所）を追加。	「東京都杉並区立高井戸小学校校内」を「東京都杉並区立高井戸小学校（東京都杉並区高井戸西2-2-1）校内」に変更
令和3年5月	第2章第5条 本条は規則や契約等により強制的に義務を課すものではなく、責任感を持って活動に参加していただきたいという主旨と解することが妥当であり、その主旨を明確化するために変更。	「権利と義務」を「権利と責任」へ変更。
令和3年10月	第3章第6条 PTA 活動の内容の変化に伴い、庶務担当及び会計担当を増員可能とするために変更	庶務担当：保護者および会計担当：保護者について、人数をそれぞれ「2名以上」へ変更

改正年月	変更箇所と変更経緯	具体的な変更内容
令和3年12月	第6章第15条 専門委員長等が欠員の場合の対応	専門委員会の正副委員長に欠員が生じた場合の対応を追記
令和3年12月	第6章第17条 専門委員会の選出方法の変更に伴う改正	学代の名称を学年代表委員に変更すると共に学年から選出して構成と変更 広報委員会の選出を保護者会員からと変更

## 役員・会計監査委員選出規定

役員・会計監査委員の選出は、会則第8条に基づき本規定により行う。

### 第1条 保護者側役員候補者

1. 1年から5年までの各学年から3名以上の候補者を自薦により選出する。
2. 前項により選出された役員候補者は、原則として辞退することはできない。ただし、過去に役員、専門委員会の委員長および役員選出管理委員を経験したものは役員候補を辞退することができる。
3. 会員が専門委員を3回経験した場合は、前項の規定に準ずるものとする。なお、専門委員会の副委員長及び会計担当については、専門委員を2回経験したと見做すことができることとする。

### 第2条 選出および役職

1. 役員および役職は、選出管理委員のもと、第1条により選出された全員の互選により定める。
2. 役員、および役職は、会員の承認を受けるものとする。

### 第3条 会計監査委員

会計監査委員候補は役員選出管理委員会の推薦を受け、会員の承認を受けるものとする。

### 第4条 教職員側役員

教職員側役員は教職員側に一任する。

### 第5条 役員選出管理委員会

1. 期間  
役員選出管理委員会は、毎年1学期に設けられ、役員および会計監査委員の承認後解散する。
2. 構成
  - (1) 原則として保護者会員3～5名と教職員側からの2名で構成する。(教職員側委員は、教職員側に一任する。)
  - (2) 役員選出管理委員は役員候補から除外する。
  - (3) 役員選出管理委員会発足後、直ちに役員選出管理委員の氏名、構成を全会員に報告する。
3. 活動および任務  
役員選出管理委員会は、その責任において次の諸事項を行う。
  - (1) 選出すべき役員と会計監査委員の定員、候補者の選出方法と届け出の期日を定めた公示を行う。
  - (2) 役員の任務、活動の内容について文書で全会員に知らせる。
  - (3) 届け出締め切り後、役員候補者、役員および役員選出管理委員からなる互選会を開催し、役員ならび役職を決定する。
  - (4) 互選会での決定事項を全会員に通知する。
  - (5) その他、期間中の一切の選出管理事務を行う。

## 付 則

1. 本規定は、運営委員会委員の過半数の賛成により改正することができる。
2. 本規定は、昭和45年1月23日から施行する。
  - 昭和46年12月 一部改正
  - 昭和47年11月 一部改正
  - 昭和55年 5月 一部改正
  - 昭和58年11月 一部改正
  - 昭和59年 7月 一部改正
  - 昭和63年 3月 一部改正
  - 平成 4年 3月 一部改正
  - 平成 9年 9月 一部改正
  - 平成10年 3月 一部改正
  - 平成12年 3月 一部改正
  - 平成16年 3月 一部改正
  - 平成17年 3月 一部改正
  - 平成19年 4月 一部改正
  - 平成20年 4月 一部改正
  - 平成24年 1月 一部改正
  - 令和 3年 5月 一部改正
  - 令和 3年10月 一部改正
  - 令和 3年12月 一部改正

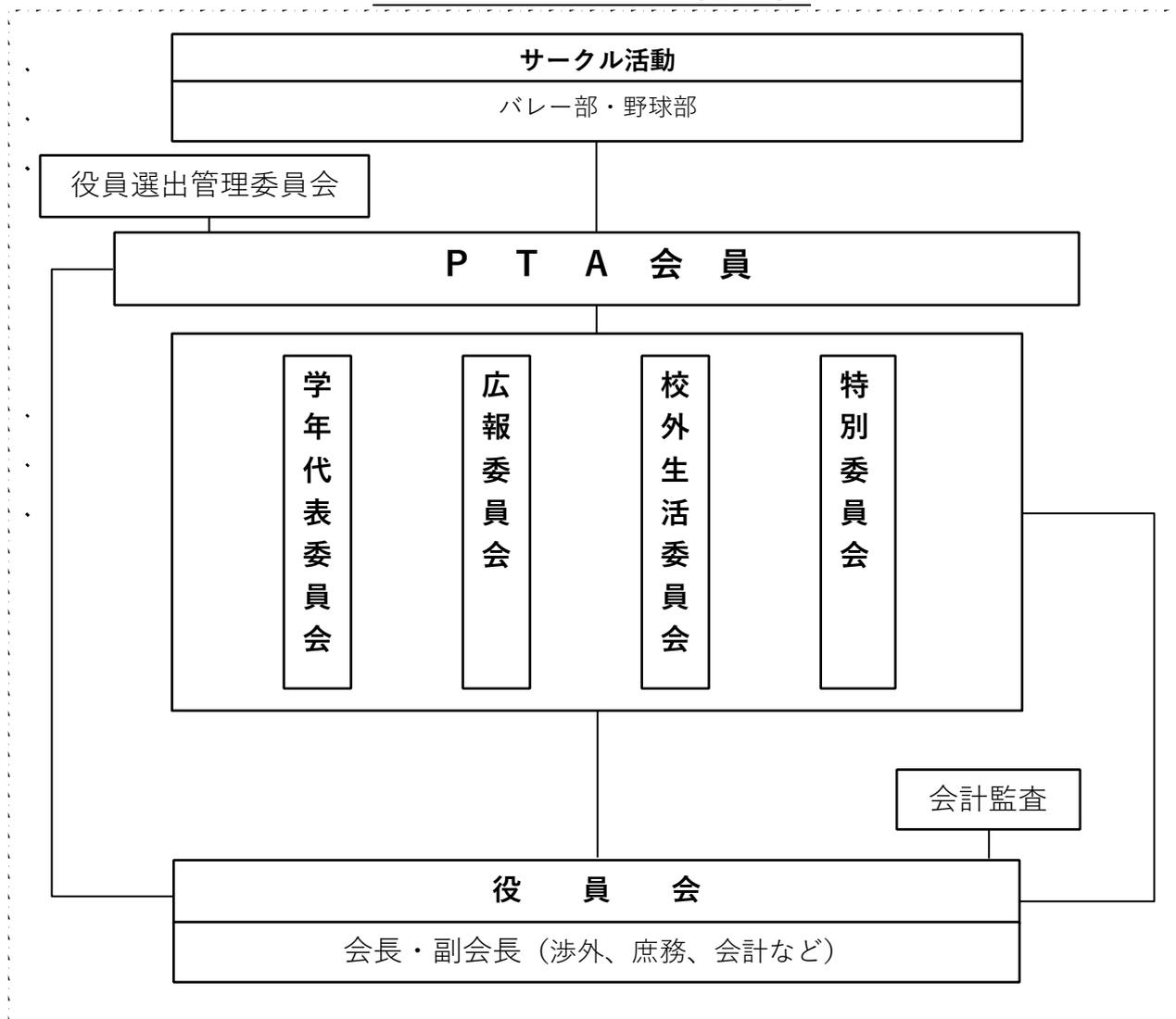
〔注〕令和3年5月から改正経緯を注記する。

改正年月	変更箇所と変更経緯	具体的な変更内容
令和3年5月	第1条 本人の意思と無関係に推薦することができる規定は適切でないため変更	第1項で、「または他薦」を削除 第2項を削除
令和3年10月	第1条 令和3年5月時の変更もれ及び辞退することができる役職に役員選出管理委員を追加	第2項で、「前1項および前2項」を「前項」へ変更 第2項で、「役員及び各委員長」を「役員、専門委員会の委員長及び役員選出管理委員」へ変更
令和3年10月	第5条 役員選出管理委員を広く募集するため、委員会の構成を、6年生で卒業により退会する会員から全会員へと変更	第2項で、 「6年生により退会する会員3名」を「保護者会員3～5名」へ変更 「と合わせて5名」を削除
令和3年12月	第1条 辞退権のカウント方法の変更に伴い変更	第3項を追加

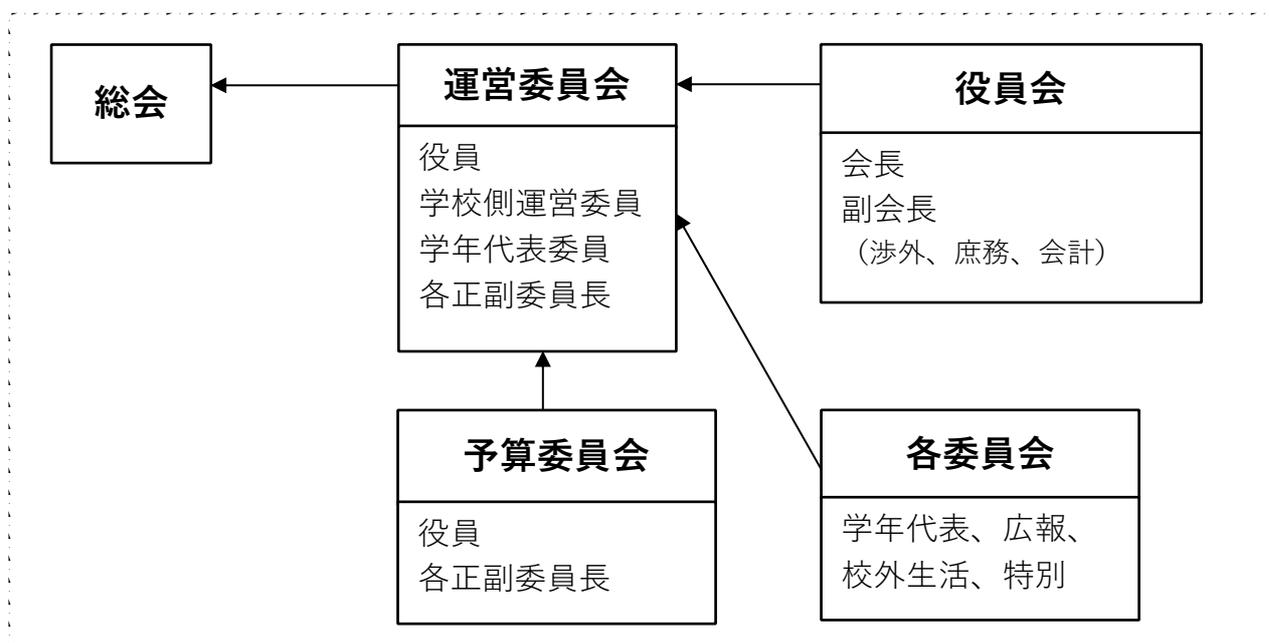
### サークル運営規定

サークル運営に関しては、必要に応じて運営委員会で審議決定される。

## P T A の 組 織



## P T A の 会 議



## 高井戸小学校 P T A 慶弔・転退職に関する細則

1. P T A 慶弔費から支出する慶弔および見舞い金の支出対象を次の者とする。  
 (ア) 児童 (イ) 父母会員 (ウ) 教師会員 (事務主査・栄養士を含む)  
 (エ) 職員 (学校関係教職員・民間委託は除く) (オ) その他 (都度検討)

2. 慶事および転退職の支出基準

対象	教 師 会 員	職 員 ・ そ の 他
結 婚	3,000円	役員会で決定する
転 退 職	記念品を贈る	同 上

3. 弔事および見舞い金の支出基準

(ア) 弔慰金

死 亡 者	金 額
本校在籍児童	5,000円
父 母 会 員	5,000円
教 師 会 員	役員会で決定する
教師会員の配偶者または子女	5,000円
職 員	役員会で決定する

4. この細則に定められていないもの、特別の事情のあるものについては役員で協議のうえ決定する。
5. この細則は、
- |       |     |    |        |
|-------|-----|----|--------|
| 昭和45年 | 4月  | 1日 | より施行する |
| 昭和58年 | 4月  | 1日 | 一部改正   |
| 平成10年 | 3月  |    | 一部改正   |
| 平成29年 | 5月  |    | 一部改正   |
| 令和 2年 | 11月 |    | 一部改正   |
| 令和 4年 | 3月  |    | 一部改正   |

\*注 該当する場合は学年代表委員に申し出てください。

〔注〕平成29年5月から改正経緯を注記する。

改正年月	変更箇所と変更経緯	具体的な変更内容
平成29年5月	2. 慶事及び転退職の支出基準 教師会員数増加により、教師会員に対する結婚祝い金額を減額。	教師会員に対する結婚祝い金額を5000円から2000円に変更(支出基準の表)
令和2年11月	1. P T A 慶弔費から支出する慶弔および見舞い金の支出対象 学校の雇用体制の変化から全体的見直しを行い、支出対象を変更。	慶弔および見舞い金の支出対象を、以下の通り変更 ・教師全員から教師会員 ・(エ)職員(事務主査・用務主査・調理主事・警備主事・学童擁護主事)から (エ)職員(学校関係教職員・民間委託は除く)(オ)その他(都度検討)

令和 2 年 11 月	2. 慶事および転退職の支出基準 社会状況に合った内容に変更を行うため、教師会員への結婚祝い金を増額および教師会員以外の支出対象を変更	支出基準の表において、以下の通り変更 ・教師会員に対する結婚祝い金額を 2000 円から 3000 円に変更 ・教師会員以外の支出対象を職員から職員・その他に変更
令和 4 年 3 月	組織図及び注記に、学級代表委員という記述が残っていたため、学年代表委員に変更	学級代表委員→学年代表委員

最終更新日 令和 4 年 3 月 11 日